

農業委員会の必置規制の堅持と交付金の維持・確保に関する要請

今通常国会において、「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案」が、農業改良助長法及び青年就農促進法の改正法案とともに「経営支援3法」として成立した。

今回の法律改正は、地方分権の推進や市町村合併の進展等の中で、優良農地の確保や農業の構造政策を推進する農業委員会について、地域の実情に応じた組織運営を図るとともに、活動の重点化と効率化を促進するものである。

しかしながら、地方分権改革推進会議の最終「意見」において、「農業委員会の必置規制の廃止又は一層の緩和を検討すべき」との提言がなされたことは、農業委員会の果たしている役割や現場の活動についての認識不足も甚だしく誠に遺憾である。

農業委員会は、食料・農業・農村基本計画に基づいて「農地の確保・有効利用」、「担い手の確保・育成」という農政の根幹に関わる重要な使命を担っている。また、今回の法改正を踏まえ、さらなる組織・活動の改革に全力で取り組もうとしている時期であり、こうした指摘は断じて認めることはできない。

政府・国会においては、国会の衆・参両院農林水産委員会における『附帯決議』を踏まえ、今後とも、農地法等の法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保するための農業委員会の「必置規制」を堅持するとともに、適正な法令事務の執行等の実効性を確保するため「農業委員会交付金」の維持・確保を図るよう強く要請するものである。

あわせて、政令に委任される必置基準面積については、農地総量の確保や農地利用の管理、農地法等の法令業務の適正執行等に支障のない範囲での水準とするよう要請する。